

## 財産関係(預貯金等)

分類	必要資料名	内容説明	取得方法	該当
現金、 預貯金	預金残高証明書	相続開始日時点の被相続人名義の預貯金の残高を確認するために必要な書類です。	お取引の金融機関へお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>
	既経過利息計算書	定期預金の利息計算書です。	お取引の金融機関へお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>
	過去3年分の通帳・ 定期預金の証書	過去に相続人様への預金の異動があった場合は、相続人様の通帳もご用意ください。(配偶者名義の通帳は極力ご用意下さい。)	お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	相続人の通帳		金融機関で不足箇所の取引明細(入出金明細)のご請求が必要になる可能性があります。	<input type="checkbox"/>
	手元现金		いくらあったかお伝えください。	<input type="checkbox"/>
上場株式、 投資信託、 その他金融商品関係	証券会社の預り証明書(残高証明書)	上場株式、投資信託、公債・社債、外貨預金などの金融商品に関するもの	ご契約の証券会社などの金融機関へお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>
	登録証明書(残高証明書)	端株、単元未満株式の有無などの確認をします。	保有されていた上場株式の名簿管理人へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
	配当金の支払通知書	相続開始後に受け取る配当に関するもの。	相続開始後に受取るもので、お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	被相続人の最近3年間の取引明細	顧客口座元帳や顧客勘定元帳と呼んだりもします。	ご契約の証券会社へお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>
非上場株式	過去3期分の決算書(勘定内訳書等の添付書類を含む)、税務申告書(法人税、地方税、消費税等)の写しをご用意下さい。※これらの書類を拝見してから、さらに必要な書類をご請求させていただきます。		<input type="checkbox"/>	
生命保険 関係	生命保険金支払通知書		ご契約の生命保険会社へお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>
	生命保険証書		お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	火災保険等の保険証書		お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	解約返戻金の分かる資料	保険金の支払いがあったもの以外の保険については、相続開始日時点での解約返戻金額で評価します。	ご契約の保険会社へお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>

## 財産関係(その他)

分類	必要資料名	内容説明	取得方法	該当
その他の 資産	退職金	支払通知書(源泉徴収票)。お手元もしくは勤務先へお問い合わせ下さい。		<input type="checkbox"/>
	電話加入権	電話番号と所在場所の分かるものをご用意下さい。		<input type="checkbox"/>
	ゴルフ会員権など	お手元にある預託金証書又は証券のコピーをご用意下さい。		<input type="checkbox"/>
	貸付金、前払金等	金銭消費貸借契約書及び残高のわかるもののコピーをご用意下さい。		<input type="checkbox"/>
	貴金属、書画骨董等、 家財	金銭的価値があると思われる著名な作者、作品等がございましたらお知らせください。また、査定をされた場合は、査定金額をお知らせください。		<input type="checkbox"/>
	自動車	車検証のコピー、車種、色、走行距離をお知らせ下さい。		<input type="checkbox"/>
	未収入金	契約書や支払予定の分かる証憑をご用意下さい。		<input type="checkbox"/>
	その他	金銭的価値のあるものがございましたら、お知らせ下さい。		<input type="checkbox"/>

## 財産関係(土地・建物)

分類	必要資料名	内容説明	取得方法	該当
土地	登記簿謄本(全部事項証明書)	所有者やその親族ではなくても、誰でも、登記事項証明書の交付を請求することができます。	法務局(登記所)で取得できます。	<input type="checkbox"/>
	地積測量図	地積測量図とは、土地の登記簿に付随して法務局に備えられる図面で、その土地の形状、地積(面積)と求積方法などが記されたものです。	法務局で、写しの請求ができます。ただし、地積測量図については無いこともありますので、その場合は必要ありません。	<input type="checkbox"/>
	公図の写し	公図とは、登記所に備え付けられた、土地の大きな位置や形状を知るための参考資料です。	法務局で、写しの請求ができます。手数料を納めれば所有者に限らずどなたでも請求できます。	<input type="checkbox"/>
	固定資産税評価証明書	固定資産評価額は、毎年4月頃に送られてくる固定資産税の納税通知書に同封された、「課税明細書」に記載されています。	お手元、もしくは各都税事務所・各市町村役場で取得できます。	<input type="checkbox"/>
	賃貸借契約書		貸地・借地がある場合に必要です。	<input type="checkbox"/>
	農業委員会の証明書		他人の農地を小作している場合に必要です。	<input type="checkbox"/>
建物	登記簿謄本(全部事項証明書)	土地の場合と同じです。	土地の場合と同じです。	<input type="checkbox"/>
	固定資産税評価証明書	土地の場合と同じです。	土地の場合と同じです。	<input type="checkbox"/>
	売買契約書、間取り図等		家屋を購入した際の手続き書類ですので、お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	賃貸借契約書		貸家がある場合に必要です。	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

## 債務関係

分類	必要資料名	内容説明	取得方法	該当
借入金	金融機関からの借入金の残高証明書	銀行などの金融機関からの借入がある場合。	ご契約の金融機関にお問い合わせの上、借入残高証明書及び返済予定表をご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	その他借入	金融機関以外からの借入がある場合。	金銭消費貸借契約書及び返済予定表をご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
未払金	未納租税公課等	相続開始前に発生した費用で本来は被相続人が払うべきもので、相続開始後に支払われたものは相続財産より債務として控除することができます。	住民税、固定資産税、事業税、国民年金、国民健康保険料、介護保険料等の納税通知書をご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	その他債務	同上	医療費、公共料金等の請求書、領収書をご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
葬儀費用	葬儀費用	財産から控除できるものがあります。例:葬式代、飲食代、火葬代、埋葬・納骨の費用、お布施、心づけ、遺体や遺骨の運搬費 など	葬式に関する費用の請求書、領収書等をご用意ください。 ※領収書がない場合はメモで結構です。	<input type="checkbox"/>

身分関係(原則として相続開始日から10日を経過した日以後に取得したものが必要となります。)

分類	必要資料名	内容説明	取得方法	該当
身分関係	相続人全員の番号確認書類	○マイナンバーカード ○通知カード	お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	相続人全員の身元確認書類	○運転免許証 ○身体障害者手帳 ○パスポート ○在留カード ○公的医療保険の被保険者証	お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	相続税申告書の添付書類として、又相続財産の名義変更の際に必ず必要となります。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>
	被相続人の住民票の除票	住民票の除票とは、死亡したときに死亡時の住所地で作成されるものです。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>
	被相続人の戸籍の附票	戸籍の附票とは、住所の移り変わりを確かめることのできる書類です。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>
	相続人全員の戸籍謄本	被相続人の死亡時点での戸籍に入っている相続人様は、新たに取得しなくても結構です。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>
	相続人全員の住民票	本籍地の記載があるものが必要となります。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>
	相続人の戸籍の附票	相続時精算課税制度適用者がいる場合や、小規模宅地等の特例を適用する場合に必要です。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>
	相続人全員の印鑑証明書	遺産分割協議書への添付書類です。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>
	法定相続情報一覧図 (取得されている場合にかぎりご提出ください。)	戸籍の束の代わりとして登記手続きや金融機関での手続きに提出できる書類です。	市区役所・町村役場	<input type="checkbox"/>

その他

分類	必要資料名	内容説明	取得方法	該当
その他資料	遺言書のコピー	ある場合には遺言の写しをご用意下さい。	自筆証書遺言について、家庭裁判所の検認を受けている場合には、検認の証明書もご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	名義資産、負債	被相続人の名義にはなっていないなくても、実質的には被相続人の資産及び負債であるものことです。	資産や負債の種類に応じて、このガイドに記載されている資料をご準備ください。	<input type="checkbox"/>
	障害者手帳のコピー	法定相続人に障害者の方がいる場合には、相続税額より一定額の控除があります。	お手元にあるものをご用意ください。	<input type="checkbox"/>
	過去の相続税申告書	過去10年以内の場合には一定の控除があります。	お手元にあるものをご用意ください。	<input type="checkbox"/>
	被相続人の過去3年分の確定申告書	貸付事業用の土地について小規模宅地の特例を適用する場合には、過去4年分をご用意ください。	お手元にあるものをご用意下さい。	<input type="checkbox"/>
	準確定申告に必要な資料	準確定申告の業務もご依頼されるお客様はご用意下さい。	必要書類を別途お伝えします。	<input type="checkbox"/>